

# 大野町立東小学校 P T A 規約

## [第 1 章 名 称]

- 第 1 条 本会は大野町立東小学校 P T A と称し、事務局を同校内におく。  
(略称 東小学校 P T A) 揖斐郡大野町大字相羽 7 6 3-1 0

## [第 2 章 目的及び活動]

- 第 2 条 本会は家庭と学校の連絡を密にし、相協力し児童の福祉増進と教育環境の整備に努め、あわせて会員相互の教養を高め、もって児童の豊かな人間形成に努めることを目的とする。

- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- ① 良い父母、良い教師になるよう研修に努める。
- ② 家庭と学校との緊密な連携と協力によって児童の生活を指導する。
- ③ 児童の生活環境をよくする。(教育的環境)
- ④ 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。

## [第 3 章 方 針]

- 第 4 条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- ① 児童の教育並びに福祉のために活動する他団体と協力する。
- ② 児童の豊かな人間形成のため、会員相互が英知を結集し積極的、自主的に活動する。
- ③ 本会はいかなる団体、機関、政党、宗教にも所属や支持をしない。また、営利を目的とした事業を行なわない。
- ④ 学校の人事その他管理運営には干渉しない。

## [第 4 章 会 員]

- 第 5 条 本会には正会員と賛助会員を置く。

- ① 正会員は本校に在籍する児童の父母、又はこれに代わるもの、及び本校に勤務する教職員とする。
- ② 賛助会員は本校校区に在住し、教育に関心を有する者とする。

- 第 6 条 本会の正会員は会費を納めるものとする。

- ① 正会員は年額 3,600 円 とし、転入者は転入学期分より納入する。
- ② 会費は 1 学期あたり 1,200 円 とし、転入者は転入学期分より納入する。  
転出者への返金は 1 学期に転出する者は 3 分の 2、2 学期に転出する者は 3 分の 1 を返金する。

## [第 5 章 会 計]

- 第 7 条 本会に要する経費は、会費その他をもってこれにあてる。

- 第 8 条 本会の経費は、総会において議決、承認を得なければならない。

- 第 9 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

[第6章 役員及び委員]

第10条 本会の役員及び職務内容は次のように定める。

(但し、資格は本校教職員を除く正会員とする。)

役 職	人数	職 務 内 容
本 部 役 員	会 長	1名 本会を代表し、会務を総括する。
	副会長	2名 会長を補佐し、会長不在の時はこれに代わる。
	書 記	1名 会務議事を記録し、文書の整理、連絡、発送をする。
	会 計	2名 収入支出を明細にし、決算を年度末に公表する。
会 計 監 査	2名 会計監査を行なう。	
各 委 員 長	4名 各委員会を総括し、活動を推進する。	

第11条 本部役員は6名とし、会長1名・副会長2名・書記1名・会計2名にて構成し、前年度の副会長が会長に就任する。

第12条 本会の委員及びその任務は次のとおりとする。

(但し、資格は本校教職員を除く正会員とする。)

委 員	任 務
学 級 委 員	学級担任教師と協調し学級PTAの運営や活動、本会与学級父母との連絡を行う。
広 報 委 員	学校教育やPTA活動に関する情報を提供し、会員に趣旨の徹底を図るための広報活動を行なう。
厚 生 委 員	児童・会員の保健体育生活の振興、会員の体育行事の企画運営、環境整備の活動にあたり、また学校給食に関する活動を行なう。
校外指導委員	各地域児童の校外生活指導、交通安全に努める活動を行なう。東小PTAのリサイクル活動を主導する。

[第7章 役員及び委員の選出]

第13条 役員選出は次のとおりとする。

- ① 会長、副会長、書記、会計は、推薦及び投票により選ばれた役員候補者の中より、指名委員会の指名・承認によって選出され、後日合同委員会により承認を得て決定する。
- ② 会計監査は、運営委員会の指名により選出される。

第14条 校外指導委員は各地区より1名選出される。

第15条 委員の選出は次のとおりとする。

- ① 校外指導委員を除く各委員会委員は、学級ごとに会員の推薦により3名選出する。
- ② 各学級から選出された3名の委員を学級・広報・厚生の各委員会に配属し、委員長は各委員の構成員で互選によって決定する。
- ③ 校外指導委員の委員長は互選によって決定する。

本部役員 4 名 任期 1 年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 新 2 ～ 6 年を対象とする。</li> <li>* 子供の人数や、候補回数に関係なく対象となる。</li> <li>* 各学年で、投票用紙により 2 名程度を選出する。</li> <li>* 新 2 ～ 6 年以外の会員は、投票できない。</li> <li>* 選出された 10 名程度の中から、指名委員会で選ばれる。</li> </ul>
本部役員 1 名 (初年度副会長) 任期 2 年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 新 2 ～ 5 年を対象とする。</li> <li>* 運営役員会で候補を挙げ、指名委員会で選ばれる。 これにより選出されない場合には、投票により選ばれる。</li> <li>・ 子供の人数や、候補回数に関係なく対象となる。</li> <li>・ 各学年で、投票用紙により 2 名程度を選出する。</li> <li>・ 新 2 ～ 5 年以外の会員は、投票できない。</li> <li>・ 各学年で選出された 4 名程度の中から、指名委員会で選ばれる。</li> </ul>
指名委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 運営委員会構成員とする。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 本部役員は、就任前年度 12 月までに決定をする。</li> <li>* 未就学児、転校 1 年未満、病気、出産等の諸事情がある場合は辞退を申し出る事は出来るが、判断は指名委員会に委ねる。</li> <li>* 本部役員は、一世帯に 1 回とするが、この限りではない。</li> </ul>

(内規)

1. ポイント制度

- ① クラス委員には 1 ポイント、委員長に 2 ポイント、本部役員の内、任期が 1 年の役職には 2 ポイント、任期が 2 年の役職には 3 ポイントを当該年度の合同委員会の承認を経て当該年度末に付与する。
- ② 3 ポイント取得者は、次年度以降の役員を免除するが、立候補による再任は妨げない。

[第 8 章 集会]

第 16 条 集会は次のとおりとする。

種別	構成	目的及び規定
総会	正会員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期総会、臨時総会、文書総会</li> <li>・ 規約の改正、事業案、予算案、決算の審議、承認</li> <li>・ 正会員の過半数の出席、回答票の提出により成立</li> <li>・ 出席者、回答票の過半数の賛成で承認</li> </ul>
運営委員会	本部役員 各委員長 校長、教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会の運営についての企画、各委員会活動の調整、総会において決議委任された事項の処理</li> </ul>

合同委員会		運営委員 各委員	・議会における決議機関として本会の主要事項を決議（役員の選出、規約、予算決算の審議、決議）
指名委員会		運営委員	・次年度の本部役員候補の選出
各委員	学級委員会	委員長	・PTA行事、学校行事への協力、学級懇談会、学年行事の企画、運営
		学級委員	
	広報委員会	委員長	・調査、広報活動
		広報委員	
	厚生委員会	委員長	・環境、保健、給食、体育の諸活動
		厚生委員	
	校外指導委員会	委員長	・生活、交通安全の指導の企画推進。 ・リサイクル活動の主導
		校外指導委員	

第17条 特別な事項について、必要に応じて特別委員会を設ける事ができる。

[第9章 附則]

第1条

- ① 本部役員の内、次期会長予定の副会長の任期は2年、その他の役員及び委員の任期は1年とするが、再任は妨げない。ただし、次期役員・委員が決定するまでの事務を担当する。
- ② 会長は副会長の同意を得て、合同委員会の議により任期中に辞任することができる。
- ③ 会長以外の役員は会長の同意を得て、合同委員会の議により任期中に辞任することができる。
- ④ 役員に欠員ができた場合には、速やかに補充するものとし、その任期は前任者の期間とする。

上記補充方法について

- ・会長に欠員ができた場合、合同委員会の同意を得て、副会長が代行する。
- ・本部役員（会長以外）に欠員ができた場合役員選出内規により選任し、合同委員会の承認を得るものとする。
- ・クラス役員に欠員ができた場合第9章（附則）第2条により選任する。
- ・校外指導委員に欠員ができた場合該当地区より補充する。

第2条 学級からの委員選出は紙上推薦によって決定する。

第3条 校外指導委員は、PTA機関紙配布等の地区への連絡事務等を行う。

第4条 本会の慶弔規定は別紙に定める。

第5条 会長の委嘱により、本会に顧問を置くことができる。

この規約は、昭和58年4月1日より実施する。

設立年月日 昭和58年4月1日

## 大野町立東小学校 P T A 慶弔規定

### 弔慰

対象者	金額	参列者
東小児童	5,000円	校長、PTA会長、副会長、担任、クラス役員
PTA会員 (教職員を除く)	5,000円	校長、PTA会長、副会長、担任、クラス役員
本部役員 各委員会委員	5,000円	校長、本部役員、担任、クラス役員
教職員	5,000円	校長、本部役員、各委員長、クラス役員
教職員の配偶者	5,000円	校長、本部役員、各委員長
教職員の父母	5,000円	校長、PTA会長
※その他必要に応じて、その都度決定することとする。		
さみし見舞い	2,000円程度	

### その他

事柄	金額	対象事項
入院見舞い	3,000円	東小児童に限る(10日以上入院) ただし、不慮の災害の場合はその都度決定することとする。
※その他必要に応じて、その都度決定することとする。		

## 規約改正

1. [第4章] 第6条の一部改正（平成3年3月31日）
2. [第7章] 第14条の一部改正（平成4年4月16日）
3. [第4章] 第6条③項の一部改正（平成5年4月1日より実施）
4. [第6章] 第11条の追加（平成14年4月23日）
5. [第9章] 第1条の一部改正（平成14年4月23日）
6. [第7章] 第13条①の一部改正（平成15年4月25日）
7. [第7章] の追加（平成16年4月23日）
8. [第9章] 第1条②～④項の追加（平成17年4月25日）
9. [第6章] 第11条の一部改正（平成18年4月20日）
10. [第9章] 附則第1条第4項の一部改正（平成18年4月20日）
11. [第7章] 内規の一部改正（平成18年4月20日）
12. [第4章] 第5条の一部改正（平成20年4月23日）
13. [第4章] 第5条②項の一部改正（平成20年4月23日）
14. [第4章] 第6条の一部改正（平成20年4月23日）
15. [第4章] 第6条②項の削除（平成20年4月23日）
16. [第6章] 第10条の一部改正（平成20年4月23日）
17. [第6章] 第11条の一部改正（平成20年4月23日）
18. [第7章] 第13条①項の一部改正（平成20年4月23日）
19. [第7章] 第13条②項の一部改正（平成20年4月23日）
20. [第7章] 第14条の一部改正（平成20年4月23日）
21. [第7章] 第15条③項の一部改正（平成20年4月23日）
22. [第7章] 内規の一部改正（平成20年4月23日）
23. [第7章] 内規の2を削除（平成20年4月23日）
24. [第8章] 第16条の一部改正（平成20年4月23日）
25. [第9章] 附則第1条の一部改正（平成20年4月23日）
26. [第9章] 附則第3条の一部改正（平成20年4月23日）
27. 慶弔規定の一部改正（平成20年4月23日）
28. [第7章] 内規の一部改正（平成24年4月19日）
29. [第4章] 第6条の一部改正（平成25年4月23日）
30. [第7章] 第13条①項の一部改正（平成27年4月1日より実施）
31. [第4章] 第6条の一部改正（平成29年4月21日より実施）
32. [第6章] 第11条の一部改正（平成29年4月21日より実施）
33. [第6章] 第12条の一部改正（平成29年4月21日より実施）
34. [第7章] 第15条の一部改正（平成29年4月21日より実施）
35. （内規）の一部改正（平成29年4月21日より実施）
36. [第8章] 第16条の一部改正（平成29年4月21日より実施）
37. [第6章] 第10条の一部改正（令和2年2月14日より実施）
38. [第6章] 第12条の一部改正（令和2年2月14日より実施）
39. [第7章] 第15条の一部改正（令和2年2月14日より実施）
40. [第7章] 第16条の一部改正（令和2年2月14日より実施）
41. [第9章] 附則第1条の一部改正（令和2年2月14日より実施）

